

聖籠町交通安全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

聖籠町長 西 脇 道 夫

#### 聖籠町規則第5号

聖籠町交通安全条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町交通安全条例施行規則（平成13年聖籠町規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び聖籠町専門交通安全指導員(以下「専門指導員」という。)」を削り、「任命」を「委嘱」に改め、同条第8項中「及び専門指導員」を削り、同項を同条第9項とし、同条第7項中「及び専門指導員」を削り、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び専門指導員」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び専門指導員」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び専門指導員」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び専門指導員」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「及び専門指導員」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指導員の任期は2年とし、再任を妨げない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。